

平成27年1月21日

第16回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第16回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年1月21日（水曜日）午後1時00分開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	田中徳寿君	香取嗣雄君
	阿部かほる君	西村勝男君
	菊地進君	志子田吉晃君
	伊藤栄一君	佐藤英治君
	高橋卓也君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

嶺岸淳一君

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長兼総務課長	高橋敏也君
産業環境部次長兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長兼土木課長	赤間忠良君
震災復興推進局次長兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監	鈴木正信君
市民総務部政策課長	川村淳君	産業環境部環境課長	菊池有司君
建設部都市計画課長	阿部光浩君	建設部下水道課長	佐藤寛之君

市民総務部
総務課長補佐 武田光由君 監査委員 高橋洋一君
兼 総務係長
監査事務局長 佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
庶務係主査 小林久美子君

会議に付した事件

2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

嶺岸淳一委員から欠席の通告がありましたので報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

内形副市長。

○内形副市長 昨年の11月26日開催の第15回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会で要求のございました資料のうち、提出可能なものにつきましては、特別委員会資料（その13）として、去る12月1日にご配付させていただいているところであります。また、補足説明が必要な部分といたしまして、1月19日に特別委員会資料（その13）の別冊として追加の資料を配付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上であります。

○志賀委員長 それでは、当局より今回提出されました資料について説明をお願いいたします。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、配付申し上げました資料についてご説明を申し上げます。

初めに、平成26年12月1日の資料（その13）から説明をさせていただきます。厚いほうの資料になります。（その13）でございます。失礼しました。

表紙でございます1番、浦戸地区における危険建物解体申請があったもののうち、瓦れき処理で対応した物件に係る資料でございますが、これは昨年9月1日の委員会に資料（その12）として提出させていただきました解体依頼書と罹災証明のほかに、今回は附属資料となる写真や登記簿等を追加で提出させていただいております。

1ページをお開き願います。表の一番上の項目ですが、左から通し番号、解体依頼時の受理番号、地区名、次に今回の資料と対応するページを付しております。資料とページの欄にハイフンが入っておりますところは、その他の附属資料がないものでございます。

2ページから85ページまでが、今申し上げました関連する附属資料となります。

次に、2番の浦戸地区における危険建物解体において、まとめられた72件に係る書類の不足状況一覧でございます。これは86ページのほうをお開き願いたいと思います。表の一番上の項目の欄ですが、左から、件として番号がございます。これは前回提出いたしました資料の一覧表の該当する番号と同一にしております。まとめられた物件は83番から最後の102番までとしておりましたので、その番号を今回の資料にも使用しております。項目欄の中ほど、太枠で囲みを入れたところがございますけれども、こちらが申請時から支払いまでの間において不足しておりました書類ということで記載をさせていただいております。

続きまして、右側の87ページの中ほどに資料の3番といたしまして、金属スクラップなどの処理状況（宮城県分）がございます。宮城県に災害廃棄物の処理委託をお願いいたしましたのは、震災直後の平成23年4月14日からでございますが、金属スクラップの最終処分は平成25年度に行われたものでございます。これは中倉埋め立て処分場の一次仮置き場から発生したものでございまして、種別、処理量、金額、受託者につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページ、88ページからは、4番の金属スクラップなどの搬入量推計の確認根拠資料でございます。この88、89ページについては平成23年度分、次のページ、最終ページの90ページが平成24年度分となります。

まず、88ページをごらんください。表の一番上の項目でございますが、一番左側、業者名、件数といたしまして、Aの1からAの27までございます。これはそれぞれの解体業者ごとに番号を振ったもので、業者ごとに解体した実績の件数を記載しております。アルファベットのAというのは、分類上といたしまして、建物解体で発生した有価物を越の浦の一次仮置き場に搬入したケースでございます。ちなみに、89ページの表にございます一番上でございますけれども、Bの1という業者がありますけれども、これは自社処分を行ったということでの区分でBということを使っております。次の3段目のCということで、Cの1からCの13までございますけれども、これはいわゆる民民契約による解体でございまして、これらについては設計書から有価物の数量を控除し、解体費用から差し引いて支払いをしたというものでございます。

もう一度88ページの表のところをごらんいただきたいのですが、業者名、件数の次には「構造」とありますが、Sが鉄骨づくり、RCが鉄筋コンクリートづくりの略でございまして、

構造別の内訳を出しておるところです。

次の「S 延㎡」については、業者ごとに鉄骨づくりの解体の合計の床面積を示したものでございます。同じく「RC ㎡」は、同じく業者ごとの鉄筋コンクリートづくりの解体物の合計の体積を集計したものでございます。次の欄、「一次仮置場搬入推計量」は、これらの解体に当たり発生した金属スクラップを越の浦の仮置き場に搬入した車両の規模と台数から集計したものでございます。次の欄として「協議会」と書いてありますけれども、解体を実施した業者が塩竈市災害復旧連絡協議会の会員であるのか、あるいはその他であるのかということの区別ということで、この欄に記載しております。

同じく90ページでございますけれども、平成24年度の区分もここに今ご説明申し上げました23年度と同様でございますけれども、24年度は民民の解体がありませんので、Cの項目というものはなくなっておるものでございます。

以上で資料（その13）のほうの説明をさせていただきましたが、引き続き同じく平成27年1月19日配付いたしました、（その13）の別冊のほうをご説明申し上げます。

表紙にございます1番の平成23年度越の浦仮置き場震災廃棄物搬入票と、2番の24年度越の浦仮置き場震災廃棄物搬入票でございますが、さきにご説明をいたしました資料（その13）の4番の金属スクラップ等の搬入量推計の確認根拠資料を取りまとめるに当たりまして、搬入記録を確かめた資料の一部を今回提出させていただいております。23年度、24年度それぞれ解体物件1件の記録を参考として提出をさせていただいております。

1、2ページをお開きいただきたいと思います。

これは23年度の搬入票となります。この例でございますと、受理番号が「環-000265」の解体物件の搬入記録をまとめたもので、こういった一連の記録は災害復旧連絡協議会に提出、データの提出を求め、作成するときに活用をいたしましたものでございます。

同じく次のページの3、4、5ページでございますけれども、3ページ以降は、今度は24年度分の搬入票となります。様式が違ってございますけれども、24年度からは災害復旧連絡協議会と協議を行いまして、このような1回ごとの搬入票ということで作成し管理することとしたものでございます。

次に、6、7ページでございます。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会にかかわる要求資料の提出についての回答でございます。

6 ページは、平成26年 8 月 1 日に旧災害復旧連絡協議会事務局へ資料の提出を依頼したところ、8 月 8 日付で文書による回答があったものです。

また、4 番目、次のページになりますけれども、7 ページでございます。同じく平成26年11 月28日に資料の提出を依頼しましたが、平成26年12月 1 日付で文書による回答があったものでございます。いずれもこれまで委員会に出席をし、誠心誠意ご説明をしまいたったところですが、今般、民事訴訟が提訴され係争中であることから、提出を差し控えさせていただきたいという趣旨の内容でございました。

以上でございます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、最初に出た資料（その13）ですか、（その13）に基づきながら少し確認をさせていただきます。前段の9月 1 日でしたかね、あるいはその後の11月26日の特別委員会の資料請求の絡みで今回出たということです。それで、この13の後ろのほうのページでいいますと、86ページになるのですが、一応その浦戸地区における危険建物解体においてまとめられた72件に係る書類の不足状況と、こういうことで私も改めてこの件、例えばその83、83ですか、あるいはその「浦000019」と、野々島と。それで、それから88の20ですかね、「本-000958」というのを見させてもらいました。

そこで、例えばこれは、こちらのほうとの関係でいうと、平成26年の1月20日の日に開いた資料とのつけ合わせをしてみたところ、一つは、例えばここでいうと、書類が登記簿なんかでは、例えば「本-000097」なんかは登記簿がないというふうになっているけれども、こちらのほうの当時の1月20日の時点での関係でいうと、実は登記簿が載っているんですね。あるいはその証明ですか、そういうものが40ページから44ページにかけて、当時の、平成26年1月20日の（その8）の資料の中に載っている。これは一応確認した上でね。その他項目が多くなりますから、そこで確認、つまりそういうものも含めて今回、不足書類とはいっても、実際は前段の、昨年1月20日の時点が出されたこの資料でつけ合わせすると、実は幾つかの事例で既にもう提出済みというものがあるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 伊勢委員お尋ねのとおり、既に提出されている資料の中で、今言ったような不足と言っているもので、資料として出ているものがあるというお尋ねでございました。これにつきましては、我々解体申請を受け付けしてから解体を行って、そして支払い、業務の完了を見て、履行を見まして支払いに回すまでの間ということなのですけれども、その間に資料の提出、不足があったということでご理解をいただきたいと思います。ただ、資料についてはその後も申請者の方に提出を引き続きお願いしておりますので、事後というか、その後に提出を受けたものもございまして、そういったものは委員会資料にこれまで添付させていただいておるといってございまして。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その後出たものということですね。この時点、1月20日の時点で、しかし出ているものもつけ合わせすると、結構あるんですね。それから、その下のほうの102件以外のところ、例えば番号でいうと89から、こちらのほうの102のところですか、それぞれちょっとつけ合わせをすると、例えば免許証が実際に添付されている、あるいは印鑑証明も載っていると。例えばそういうものもあるんですね。例えば一つの例としては、89の21の「本-000166」で、所有者の解体同意書、これは102件のところの17ページのところ載っているように見受けられるのですが、その辺はまた後から出たということなんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほどと同じ理由になります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 結局は後づけでどうも資料が出てきて、本当の意味での資料の開示をしていないんじゃないかというのが一点です。

それから、今回出された資料の中で、いろいろ見させていただいたのですが、例えばやや不思議に思うのは、ページ数でいうと66でもいいし、ページ数でいうと37、38ですか、37、38、写真を見ると、建物そのものは津波の影響を受けて残っているようですね。一定の被害は受けているけれども、建物が残っている。例えば37ページの上のほうの写真を見ると、建物そのものが残っている。隣も38ページのところで、建物が上のほうが残っている。そのほか69ページのところなんかは明らかに家そのものがそっくり残っていると。あと、80ページも同様で、建物がそっくり残っていて、その個々の表題にあるのは、「浦戸地区における危険建

物解体申請があったもののうち、瓦れき処理で対応した物件に係る資料」というふうに表記はされておるのですが、どうなのでしょう、これを一見すると、少なくともこれは危険建築物解体の対象になっているのではないのかと。瓦れき対象ではないんじゃないかというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 前回の参考人招致で村上前課長もお話ししておりますとおり、解体申請は全部まず一旦受け付けをして、現場のほうで確認をさせていただいたということになります。その際、解体がふさわしいか、瓦れきがふさわしいか、あるいはその申請者の状況、希望等を取り入れながら、解体でやれるものは解体でと、あと瓦れきで一刻も早く、探しものとかもないので処理して構わないというようなもの、あとは一般的にやはり道路上の瓦れき、浦戸の場合、そういった生活道路の動線の確保とか、そういったことで建物解体を急ぐ所定の手続もありますけれども、そういったもので急ぐ場合に瓦れきで処理して構わないというような意向も確認をそれぞれとりながら、そういった形で瓦れきと解体ということで分けて処理をさせていただいたという経緯でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 意向でというふうなことです、建物がこういうふうに残っていた場合、意向ではなくて、少なくとも解体をしてほしいというふうな申請手続はするんじゃないでしょうかね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 伊勢委員お尋ねの69ページのほうは、建物が残っているほうは、これは別の解体の物件になりますので、その手前部分ということで、こちらの写真を添付させていただいておるところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、家の手前のところの瓦れき処理と、こういうふうに捉えればよろしいわけですね。そうすると、後ろのほうの、そうするとその80ページも同様だということなのではないでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 こちらも同じでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 写真も含めて、非常に我々判断に戸惑うというか、建物そのもののこういった物件

が写真に写っているならば、この建物を解体しますよというふうに普通はなるんじゃないのかなと。しかも、例えばこういうふうな瓦れき処理として処理をしたという前段のところになるとすると、何となくよくわからないというかな、その辺が私もこの建物そのものの危険建物解体ではないかなと思ったので、改めて確認をさせていただいたところです。そういうふうに捉えていいのかな。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 例えば39ページ、これは695-1というところで、このような建物になっているところも至急解体しなければならない、あるいは解体、瓦れきとして処理というか、そういった手続、いろいろな必要書類とかもありますけれども、そういったものは要らないで解体、解体といたしますか、瓦れきで片づけていいよという確認をとったものがこういった形でもやっているというケースでございますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その申請書に基づく瓦れき処理だということのようですね。しかし、例えばその前段で、資料として前段求めて、流失したものがあろうというふうになっているので、これですか、（その12）で出された資料なんかを見ると、前段その解体申請が出されている、こちらの資料ですね。（「何番」の声あり）12ですね。（その12）のところずっと……。 （「資料ナンバーは」の声あり）資料No.12ですね。資料No.12で、例えば3ページのところで、「本-000166」か、これは前段調べていろいろ確認した中で、流失と。そうすると、流失なのに、こちらのほうの表記は危険建物解体運搬支援事業委託というふうになっていて、それもやはりその申請書の手続での関係でこういうふうになっている、流失したものもこういう業務でやっているのですということなのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 繰り返しになりますが、前回の参考人招致で村上課長がお話ししたとおり、瓦れき上でそういったちょっと建物が潰されたようなものであっても、申請者の方とお話し合いをしまして、中にたしか課長、仏壇とかという話をされておりましたけれども、そういった貴重なものがあるので、そういった取り出しをするためには瓦れきで片づけられてはということがありまして、解体でちょっと手間暇をかけながら、こういった形で処理をさせていただいたという経緯で前回ご説明しておりますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私の捉え方としては、流失したものは通常は瓦れき処理というふうになるのではないかというふうに思うんですね。それ以外の捉え方はちょっとできないんじゃないかなというふうに思うのですが、見解の相違だと言えればそれまでなのですけれども、どうなのでしょう。流失したもののまで全部解体建物の物件にしちゃっているのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 済みません、繰り返しになりますが、申請者と協議をいたしまして、そういったことであれば解体として取り組んだと。島民の意向を受けながら、そういった形で処理をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これも平行線ですね。何度聞いても同じような繰り返しになってしまう。やはり流失したものについて必要な処置は、やはり瓦れき処理ではないかというふうに私自身は捉えているわけなんです。これはいつまでやっても、なかなか落ちが明かない。結局その解体申請をした方の意向に沿ってということでの話ですので、なかなかすっきりしないというのが一点です。

そこで、もう一つ、金属スクラップの関係で、先ほど資料が出ました、13の別冊で、1ページ、2ページ、それぞれ企業の会社の名前も書いていますが、ここで書かれている1、2ページのところで、前段、参考人として呼び出した中澤さんは、越の浦の仮置き場に金属類を持っていくときは分別したと。そして、それは担当としてはそういうことを認めるわけなのでしょう。やはりそういう本土側での危険建物解体で発生した金属類については分別をして搬入をしたということで、私たちは承知していいのかな。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 これも参考人でそれぞれ協議会の事務局、あと前課長の村上課長がそれぞれ答弁申し上げていると思いますけれども、越の浦の仮置き場に建物解体のもので搬入する場合は分別ということですが、それは木材とコンクリートがらと、あとは金属スクラップ、有価物と、この3種類ということでございます。スクラップにつきましては、そのスクラップの中でさらに細かい分別を指示しているということではございません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 しかし、そのいつかの特別委員会ですか、参考人で出席された中澤さんの言葉の中では、全部分けて、受け付ける際も全部分類をして搬入して、そうでないと搬入できません

というふうに言っているわけですよ、金属類は。ですから、鉄とかアルミとか銅とか、こういうふうな感じで全部分けられていて、そういうふうな分別処理をしていると。それはどうなのですか。一貫して市の立場は同じようですけども、全部混合スクラップとしての対象になるのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 越の浦の仮置き場につきましては、1ヘクタールにも満たない本当に狭いところでございます。そういった中に順次建物解体が行われた搬入廃棄物がたくさん入ってきている中で、金属スクラップの置き場についてもたくさん確保しているわけではありませんので、どんどんふえ続ける中で、先ほど申し上げたように処理をしていく、そういった処理効率のスピード等も考えまして、混合スクラップとして搬出しておりますし、また持ち込んでくる際にも、中の仮置き場でそういった細かい有価物の種別の選別は行っていないというのが現状でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは例えば鎌田委員なんかもよく質問して、いや、違うんじゃないのと、鉄なりアルミなり銅なり、別々分けられて、解体のときですね、しかも現場写真を見せられて、こういうふうを持ってきて、持っていくときには分けてきてくださいというふうになっているような話があったと思うんですね。そうすると、いまだにその場所がないので混合でということなのですか。場所が当時なかったから混合でということなのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 そのとおりでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 しかし、そういう集められた金属類については、青南商事のほうにその都度運んでいくんじゃないですか。違いますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 青南商事に搬出する際にも、これも繰り返しお話ししておりますけれども、混合スクラップとして青南商事のほうに搬入しておると。資料にも提出しましたけれども、検収書と仕切り書と言われるものも資料として提出しておりますけれども、その中で混合スクラップとして青南商事さんのほうに入れた、その後で青南さんのリサイクル工場のいろいろな設備の中で、さらに細かく分けて、向こうのほうでいろいろアルミとか銅とかが選別され

るということで、こちらから持ち込む際は、全部混合スクラップとして搬入していたということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 青南商事の資料を出してもらいましたけれども、仕切り書といいますか、伝票類は鉄のみの表示ですね。向こうで混合スクラップとして持っていたというふうな感じには見受けられないのです、私が見ても。例えば分類でいうと鋼板だとか、その斜切S Bとか、そういう伝票はある。ただし、今菊池課長さんが述べられた混合スクラップで搬入だとすると、どっちが本当なのか、つまり建物解体で出てきた金属類については、参考人の方は分類ですよ。分類して持っていきましたよと。分類して持っていかないと受け付けられない。一方で、いや、青南商事のほうに越の浦の仮置き場ですか、そこに置いて、その混合で持っていく。そうすると、いや、そうするとその最終的な青南商事の取り扱いの時点では、なぜ鉄類しか残っていないのかと。この辺になってくるんですよ。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 これもお話し申し上げておりましたけれども、向こうのリサイクル工場で受け取る際に、その検収書ですけれども、これは目視でそういった種別を判断しておるということでございます。級外Sとか斜切とかいろいろ出ましたけれども、これは鉄とかというような有価物の買い取りのランクといいますか、そういったところで表記をさせていただいておりますので、先ほど言ったように、目視している中で、一部そういった例えばアルミとか銅があったとしても、ごく分量が少ないときには、そういった表記は目視ですので、代表的にそこにアルミとか銅を表記するというようなことはありませんよということで、これはそのリサイクル工場のほうの所長さんからも見解をいただいておりますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だから、特別委員会で、例えば越の浦で搬入された金属類について、じゃあその銅、アルミなんかはどこに行ったのかと。こういうことになるのです、私たちの捉え方は。だって、解体して必ず持っていくでしょう。持って行って、そこで受け付けるわけですから。違いますかね。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 担当課長が申しておるとおり、青南商事のほうでは、私どもが混合スクラ

ップとして、私どもというか、協議会のほうで混合スクラップとして持ち込んだものを、その後、手をかけ、あるいは機械をかけ、そういった中で彼らのほうでは分別をして、その引き取った金属の付加価値を高めていくということは、企業努力としてされていると思います。そういった中には、アルミとかそういったものも出てきておるといふふうに理解しておるところです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なかなか理解しがたい。私は理解しがたいし、この問題について、担当のほうですかね、市のほうの見解は同じですよ。それで、あともう一つ、その島民給与についてもいろいろ資料は出したわけですね。島民給与について2度ほどこれまで出して、例えば島民給与についての資料は（その7）ですか、いろいろ出されました。最終的に一次仮置き場の分の関係で、その浦戸ですか、13億7,287万何がしのところの取り扱いの中の一部だと思うんですね。これも結局、一番は必要なその、何ですかね、あの登記はいろんな給与を支払うのだから、必要な書類を出してくださいと。その労基法に基づくものと。これもなかなか出てこない。なかなかその裏づけになるような資料が一切出てこない。出てきたのは領収書の、つくられた領収書というか、それこそ、あれ、これはどこかでつくったんじゃないかなと思われるようなものとか、あるいは延べ人数、それから各企業ごとの、そんな感じで、例えば島ごとの島民給与の実際の雇用形態はどうだったのかというのも一切出てこないし、伝票類も一切出てこない。そうすると、私どもとしてはやはりどういうふうな形で、その形で証明されたものがなぜ出てこないのか、不明なんです。やはり給与として本当に支払ったのかどうか。その辺については協議会のほうでなぜ出さないのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、伊勢委員のご質問は、何か調整して出したのかというようなご質問の趣旨に我々は受け取ったのですが、今までこれだけの資料を出させていただいております。それも全て事業された方々と、しっかりとこの特別委員会の趣旨をご理解をいただいて、ありのままの数字を出してくださいということで調整といったようなことではなくて、そういったものを提出をさせていただいたというふうに私どもは判断をいたしております。

また、雇用関係についても、会計事務所の方がこの場でるご説明をされたかと思っております。取り扱い等については、これこれこういうことですよという中身でご説明をされておったかと思っておりますが、そういったことについてもぜひもう一度ご理解をいただければと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 理解をしてほしいといっても、理解できないんですね。普通だったら、協議会の中でそういう給与を出すということにしていたわけで、一応形としては総会資料の中に載っています。それで、今前段になぜそういうことを含めて述べたかという、最近、河北と、それから朝日新聞にこういうチラシが載ったんですね。私はわかりません。「塩竈市民の会 We can」ということで、例えばその災害復旧協議会の58億、二つ目、疑惑はアルミと銅、三つ目がその28億円の支払いの中で給与を出さない、瓦れき処理の作業の関係の日報の提出も拒否されていると。浦戸の解体の102件がいつの間にか174件にふえて、流失したものについてのこうした請求について過大なのではないかと。簡単にいうとそういう資料が実は配られたわけなんですね。先週だったでしょうか。

そうすると、繰り返しになりますけれども、何度も同じことをやっていて、果たしてこれで調査特別委員会の使命が果たせるのかというふうに思うんですね。この際、私は百条委員会の設置を設けて、そして関係する方々のきちんとした証言を明らかにしていくということをひとつ求めたい。というのは（その13）の別冊で、特別委員会のほうに出されてきている回答、例えば6ページのところで、平成26年8月1日に資料請求しても、現在係争中だと、この一言で片づけられて全然、市民が解明してほしいというふうに求められていても、今度、平成26年の11月28日ですか、請求したというふうに言っていて、しかし12月1日には、現在その民事訴訟中だと。

そうすると、私どものやはり調査についての限界が今あるんだろうと思うのです。調査特別委員会はあくまでも参考人。そして、相手方に対しての必要な資料については、そういう権限がないといいますか、要請をするだけということになりますので、この際、百条調査委員会について設置を設けることを申し上げて、第1回目の質問とさせていただきます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の分のご質問については、お答えをさせていただきます。

金属類については、一貫して混合スクラップとして処理をさせていただいておりますということをご説明をさせていただいております。したがって、混合スクラップというものは、アルミとか銅もちろんその中に含まれますが、あの混乱の中での鉄くず等を処分するに当たっては、混合スクラップという形で本市では取り組みをさせていただきましたという中身で

あります。なお、ぜひご確認をいただきたいと思いますが、県内の被災地が押しなべて混合スクラップという形で処理をされているということをぜひ調査をお願いできればと思っておりますし、県も同様に混合スクラップとして金属類を処分をされているということでもあります。したがって、我々はその途中で重量がなくなったということではなくて、その処分の方法として混合スクラップとして一括処理をさせていただいたということをまずご理解いただければと思います。

それから、職員給与につきましても、個々人名については黒塗りにして出させていただいております。これはご案内のとおり、あくまでも個人情報というのは保護されるべきものでありますので、そういったものを消した形で本特別委員会の中に提出をさせていただいたということがございます。そのような経過だけはぜひご理解をお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 私からも何点かお尋ねさせていただきます。今、最後に伊勢委員のほうから、今回の資料を要求したら（その13）の別冊のほうで、係争中につき資料は差し控えさせていただきます旨のことが2つこれ、6ページと7ページに載っています。そうすると、こういう、これからいろいろ特別委員会を今開いているわけですけれども、不明なことについて肝心のもっと詳しいものという係争中ですということになると、この委員会自体が進まなくなるんじゃないかということが一つ考えられます。

それから、もし今伊勢委員が言われましたように、百条委員会の設置と言われても、百条委員会でも同じように、やはり係争中だと、たとえ百条委員会であっても係争中の場合は、係争中につきそのことについてはお答えできませんという証人の証言の内容が、そういうことが予想されるわけですね。ですから、その辺のところ、どのようにお考えになるか、これからの市当局としてのいろんな説明についても、市のほうも現在2件の裁判が出されていますが、そのうちの1件は市が当事者になっております。そうすると、その関係について、係争中であるから市のほうも係争中ですということで、具体的に出てこない可能性があると思うのですが、その辺はどの辺まで市当局としては、係争中のものでも市は幾ら裁判でも、市としてはやはり市全体の、一般の団体とは違うから言うのかどうか、その辺のところのこれからの考えについて、全体的なことですが、お聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志子田委員のご質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、この目の前に積んであるものが、今まで提出をさせていただいた資料であります。民間の方々のものについては、やはり私どもはそこまでずかずか入っていけないということをご理解いただきたいと思います。具体的に申し上げれば、先ほど来ご質問いただいております個人情報の保護ということについては、これは法律があるわけありますので、その個々人の名前じゃなくて、そこを消して出させていたでいるということについてはご理解いただきたいと思います。

一方、我々が保有する資料につきましては、これは当然情報公開の対象になるものでありますので、お申し付けいただきましたものについては、今日までも誠意を持ってこの委員会に提出をさせていただいたと考えておりますし、これから先につきましても、ご要請がありましたのもので、私どもで調製できるものについては、今後もしっかりとご要請にお応えをさせていただきますよう、本特別委員会の意向を大切にしていきたいと思います。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。その方針でやっていただければ大変結構かと思えます。

それから、今回のいただいた、(その13)の資料もいただきましたので、先ほども伊勢委員のほうから今回いただいた資料の86ページ、87ページに関して質問がございました。それで、私もそこでこれに関連して聞きたいのですけれども、特に87ページの一番左側の表の100番と書いてあって、「本-000265」ですか、まず97、98、99、100とあるけれども、その3段目に、どこですかと言うため、特定するためにちょっと聞きたいのですけれども、それでこの中のことをもうちょっと詳しく見ると、前にもらった資料の(その10)の別冊というところで、352ページからここの「000265」の関連の危険建物解体依頼書兼同意書とか、罹災証明書とか、それからこれは354ページは、これは登記簿なんじゃないかな。それから356ページは身分証明書と、こういう書類が、とにかく整わない書類と今言われている中で、いろんなものの書類が出ているわけですけれども、全部でこれまで寄せ集めたらあの物件は、そのとき整わなかったと言われた、その整わなかったという項目に当たる書類というのは何々、全部で何々あるのか、最初教えてもらいたいのですけれども、よろしくお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 それぞれ整わないというのは、今回お出した資料の中で確認ができると思

ますけれども、例えば一つずつお話ししますと、身分証明というのは、これは提出を求めているものでございます。当然解体物件の所有者というか、申請者の本人確認のためということで、これはそれを求めているものでございます。あと、登記簿等になりますが、登記簿というのは当然その申請者、いわゆる所有者が解体物件がその所有者、申請者の所有物であるかどうか、間違いないかどうかということで、これも求めているものでございます。あと、委任状というのもあるかと思います。委任状につきましては、解体物件の所有者でない者が申請するケースもございますので、その場合、所有者の委任をきちんと受けているのかどうかということで、これも提出を求めているものでございます。あと、印鑑証明等もあります。委任状とか相続人の代表者の届け出を出す際には、そういったものも提出を、印鑑証明の提出を求めているところでございます。あと、罹災証明、これは当然、解体、今回の災害廃棄物の危険建物解体の対象になっているかどうかということで、全壊とか大規模半壊、半壊、そういった確認をするためでございます。

あとは、抵当権の同意書ということでございます。例えば（その10）の別冊、102件以外ということで全部一連のつづりになっているものですがけれども、この156ページに、ちょっと一つの例としてですけれども、抵当権の設定者の同意書というのが提出を求めて添付されているものでございます。これは抵当権が設定されている場合、その設定者の同意をやはり必要となりますので、その同意が得られているかどうかといったのを確認しております。

あと、これも一つの例ですけれども、同じその別冊、102件以外の資料の89ページ、こちらのほうでいきますと、未登記、未評価の物件解体届け出同意書ということになります。こちらはやはり登記簿や資産証明に登録されていない、記載されていない物件がやはりございます。そういったものの所有者というのはなかなか当然客観的に確認できませんので、そういった解体がされる場合、その申請者のほうに責任がありますよということで、解体しても大丈夫ですということでの提出を求めているものでございます。

済みません、大ざっぱですけれども、こういったところが不足書類の代表的なものということでございます。解体した後でも、後々そういった所有関係のトラブルが想定されますので、そういったのを未然に防ぐことを考慮しまして、震災当時、いろいろな建築士の方とか、そういった専門家の方の意見を取り入れて、解体の要綱なんかにも取り入れながら、そういったお願いをして解体を進めていったという経緯がございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ言っていただきました。それで、今課長の説明も途中、これはということではなかったのですけれども、相続人代表者届け出というのも、じゃあこれは全員のところが必要なのですか。解体同意書は全部とにかくなければできないことですから、全部に該当すると思いますよね。それから、それ以外のところは、該当しなくても解体同意書があれば解体できると思われるものもあると思うのですけれども、これは今言われた届け出書に必要なもの、全体的にお聞きしたいのですけれども、やはりこういうものは正式な届け出書だから、代筆ということは、これはなくては、全部本人の直筆だと思うのですけれども、どのようなお取り扱いになっているのか。委任状がある場合は代筆でも構わないのか、どういう基準で本人以外が届け出、書かなくても、それは市として解体するときの届け出書類として受け付けてきたのか、その辺の基準がありましたらお聞かせください。

○志賀委員長 菊池課長。

○菊池環境課長 ちょっと先ほどもお話ししましたが、相続人代表ということになりますと、いわゆる例えば先代の方がお亡くなりになって、きちっと相続がされませんと、そういった相続権利者が複数おられる形になりますので、そういった人たち、全員の承諾ということまでは求めておりません。ここにその同意書のありますとおり、その代表の方1名の届け出、この方が責任を持って解体されても、あと以後のトラブルを含めましても全部責任を持って解決しますという前提で解体をお願いしますという提出をいただいて解体をしているということになります。

あと、抵当権につきましては、主に金融機関とか会社とかになりますので、それは当然そちらの証明を、社判というか、そういったのを当然いただいて提出を受けているということでございます。

あと、代筆というお話もありましたけれども、基本的にはその相続人を代表される方がきちっと書いていただくということで、委任状をいただいている場合は、そういうこともあろうかと思いますが、基本的にはそのような形で対処させていただいております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。それで、今課長答弁の中に、基本的と言われたので、例外もあるのかなと。例外もいいんでしょうかということ聞いたのね。やはり直接本人の直筆でないといけないのか、もう動けないといっても、委任状とかを持っていれば、それ

なりの正当な理由がわかると思うのですけれども、その辺のところ、万が一地区でまとめて、地区の誰かいろいろわかる人がまとめて、じゃあおらほの近所10軒分を私、代筆で書いてやるからというようなことは、そういうことは認められないでしょう、基本的にね、当然ですけれども。基本的にというよりも、だから今課長は基本的にと言われたので、これは代筆でもいいのです、これはだめなのですという基準があったら、もう一度その辺のところ。全部1件ごとに条件が違うのかどうか。もう1回お願いします。

○志賀委員長 菊池課長。

○菊池環境課長 今基本的というお話をさせていただきましたが、いわゆる本人の申請ということでお願いしている。ちょっと例外は今のところ私どものほうでは確認しておりません。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。そのことがわかればいいのです。ですから、こういう届け出書が本人の書いた、今いろいろ、10種類くらいのいろんな証明書関係、届け出書関係、言われましたけれども、そういうことで本人だというお答えをいただきました。

それで、また前に戻りますけれども、浦戸のほうのこの書類の不足状況に関してのを、今回資料をいただいたわけで、これまでの委員会の中では、その辺のところをこれまでの当局の説明では、書類が何が不足しているからどうなのかということについて、ちょっと曖昧なことがあったので、議会の報告会、市議会全体の報告会を2回開催したのですけれども、その中にも、特別委員会としては、これまでの調査の結果、その辺のところ、個々流失家屋のところの解体の、ちょっとどちらかわからなくなっている状況について、寄せ集めた物件は書類の状況が出ていなかったのという説明、きょうは大分わかってきましたよ。そのときは、解体するまでには、やはり間に合わなかったのだけれども、業者にお金をお支払いするまでの間には、後からそういうそろわない書類がそろうような状況になったということをきょう聞きましたからね、そういうのを最初に言うておくと混乱しなかったのではないかと思うんですね。

それで、一応今度の議会の議会だよりの中には、今までの、これまでの特別委員会の経過でございますから、102件から72件増の174件になりましたけれども、その流失した家屋の寄せ集めの最大の理由が、書類がそろわないという説明に対しては、どんな書類が不足していたのか説明を求めても、明確な答えが今までは返ってきていないので、そのように議会だより

には載ることになりましたので、ならその辺で誤解なのか、あるいは書類でなくて別な理由だったのか、その辺のところ、もし書類がそのとおりにそろっていないとしても、なぜ寄せ集めてやったのかという理由は根本的にわからないわけです。だったら、後からそういうふうになるのだったら、市の基準だけでもできるということで復興局からは来ているということとでございましたら、何で集めたのかね。書類だけなのですかと。一つずつやればよかったんじゃないですか。最初から102件と言わないで174件と言えば、この嫌疑が起きなかったのではないですかというふうには思うのですけれども、その辺のところについてはなぜ、大体1件当たり800万円前後くらいの金額で寄せ集めたのか。書類ということではないような気がするのですけれども、その辺のところ、やはり書類なのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 書類ということになります。今言ったように、不足書類がこのくらいあるということで、解体の、結局23年度の解体でこれを全部浦戸の場合やらなければならなかったということがございます。環境省の災害査定でも、それでもう予算が限られておりましたこと、あとは解体も24年度、これも前課長がお話したかと思えますけれども、24年度引き続きできるかどうかというような判断も、なかなかその当時できないような状況にあったということで、ぎりぎりまであったわけですけれども、そういった中でこの書類が整わないものをまとめたということになります。ただ、確かに担当課として今思えば、そういった事情がありますので、一件々々市長が特別に認めるような項目もございますし、環境省が危険な建物はとにかく市の判断で解体してもよいというような話もありましたので、そうやって切り離して一件ずつお支払いに出すということもできたかもしれません。ただ、その当時はそのような切迫した状況の中で取りまとめたというような経緯が前課長のほうからも説明がありましたので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 今の課長の説明はわかりましたけれども、私はやはり4件なり5件なりを800万円ぐらいずつまとめて一つの契約書にしたということが、やはり疑惑を生んだので、その辺のところやはり一つ二つ、その当時書類はそろわなくても、あと半年かけても最終的にはそろそろから、解体同意書があればオーケーだということで進めてもらえば、何もここでは疑惑が起こらなかつたような気がします。でなかつたら、やはり4件5件集めて、800万円前後で一つの契約書にしているということ自体が疑惑のもとになりますので、今3月までにやら

なければならないという、その状況はわかりましたけれども、おかしいんじゃないかなど。まだ納得するだけの当局のほうから説明がないと、その辺のところ、本当は流失した瓦れきだったにもかかわらず残っていたということで解体にしたのだらうということで、今裁判が出ているわけですから、その辺のところをしっかりと説明できなければ、これはもう疑惑のまま残ると思いますけれども、ちょっと、もうちょっと明確な何かほかの書類以外のことで言っていたかないと、4件分とか5件分集めた、一つの契約書にしたということの理由がわからないでしょうと言っているんですよ。その辺のところ、それがないとやはりなぜですか、そのところはなぜですか、あるいは水増し請求ですか、あるいは瓦れきだったのに解体にしたのですかという、やはり疑惑のもとになりますからね。最初から1本ずつで最初から174件と言っていれば、そういうことはなかったと思うのですけれども、その辺のところは基本的なこの契約の出し方、それから請求のいただき方、その辺の指導が少し、もうぎりぎり、3月までだからここにまとめちゃえという、ちょっと私勘ぐっては悪いのですけれども、800万円ということであれば、課長決裁でできるからもうここでやっちゃえやというような、そういうふうな論点だつて考えられるわけですから、その辺のところ、もう1本、まとめた理由、本当に書類だけなのかどうか、もう一度お聞かせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 何度もちょっと繰り返しになりますが、本当に書類の不足ということで、これは行われておるということを、これまでも説明してまいりました。当然協議会には解体申請が当初ありましたので、一件ずつ現場を見たり、あるいは解体は行われております。さらに、うちのほうとしては、そういった年度末のせっぱ詰まった状況の中で協議会にお願いして、そういったのを取りまとめる報告をうちのほうから指示を出しまして、それで23年度の請求に間に合わせ、支払いに間に合わせたという状況でございますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それで、今言われたのですけれども、うちのほうから指示を出してということは、そうするとその取りまとめの請求書をこう何件か出さないというのは、当局からの要請ということになるんじゃないかと思うんですよね。協議会からのほうの請求が、協議会さんのほうの都合でそういうふうに4件5件やったんじゃないなくて、当局からの契約書のあの発注の出し方が、そういうふうに要請したので、向こうはそれに合わせて請求書を出したというふうに今聞こえましたよ。そういうことでよろしいのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 協議会には、先ほども申し上げたとおり、一件々々当然その解体を行わせて、お願いをしておりました。当然建物解体ですので、先ほど言ったように、瓦れき状のもの、屋根がつぶされたようなものも丁寧に解体して、なお解体でございますので、更地として建物の基礎も取り壊して、それで申請者の方にお返し申し上げているという状況の中で、協議会のほうはそれぞれ行われ、協議会がまとめているということでは当然ないという説明をさせていただきます。支払いに当たりまして書類が足りない部分があるので、まとめるに当たりそういったことをさせていただいたということを前も説明申し上げておりますので、ご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうすると、だからこの4カ所、5カ所を一本化して契約しているところでも、何でほかの島のやつも入っているのさと、ここの中にとということもあるし、だから言うんですよ。だから最初から172件です、ばらばらに請求いただきました、もう3月末日で払うのも大変だったけれどもそうしましたということだったら、疑惑は何ら起きてこないと思ったのです。

それと、それに合わせるためというのだったら、だから支払いのために、もう本当はそうすべきじゃなかったのだけれども、もう申しわけございませんと、業者の方に払いたかったので、もう800万円以内でまとめさせていただきましたと、そのことについては不手際だったですけれども、一つ一つの物件については全部業務は正常に完了しておりますと言ったら、疑惑にならないと思うのですけれども、その最後の意見、この流れを聞いて市長さんにできたらご答弁願えればと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 浦戸の危険建物解体の関係であります。私どもも当初、たしか10月、23年の10月まで建物を解体するよという通知があったことは、議員の皆様方もご記憶にあるかと思えます。それで、塩竈では特に浦戸等を抱えておりましたし、そういったこともございまして、途中で、いや、我々のほうは12月いっぱい延ばそう、2月まで延ばそうということで、一寸刻みにできる限り延ばさせていただいたのは事実であります。これはあの混乱の中で、本当に申請をし忘れていたのか、壊すか壊さないか迷っている方々も数多くおられたのは事実であります。特に今問題となっております浦戸については、塩竈市内では考えられないよ

うな被災状況でありました。そういったことを踏まえて、島民の方々は一刻も早くという状況でありましたが、何せライフラインも復旧していない。電気もようやく通ったのがたしか七、八月という状況でありましたので、なかなか本格的な作業にかかれないうままに、まずは手続だけということ、もういろいろ島民の方々とご相談させていただきながら、書類が整わないものについては、こういった形でまとめさせていただいて、まずは申請だけでも受け付けていただきたいという思いであったと思っております。

先ほど来申し上げておりますとおり、一件々々別々にお金は支払いをさせていただいているわけでありますので。ただ、今担当課長からその経過についてはご報告をさせていただきましたが、我々としてはそういった、その非常に切迫した中で、さまざまな取り組みによってこういった形のことをさせていただいたというふうに私は記憶をいたしております。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 ほかに。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ私のほうからは2点質問させていただきます。

まずは、今志子田委員が質問された、まとめてということですが、解体ね、どうも横で聞いていても、全然納得ができないと私は思うのですけれども、これを聞いている市民の方もそうではないかというふうに思うのですが。本当にこのまとめる、本当に決定的なといいますか、理由が完璧な、完璧なという表現は悪いですが、そういう理由が今まで聞いたやつでは全然該当しないんじゃないかというふうに思うんですよ。それなら、どうしても不自然なのは、島ごと、島も違うところがあるんですね、寄せ集めの中に。そして、島が違うということは、その解体した業者の方も、業者も違うわけですよ。それをなぜまとめなくていけなかったかと。まとめるなら、本当にまとめたいということであれば、島の中でまとめればいい話で、島ごとに。これは今まで聞いたその理由の中に全然該当しない話ですよ。どうして島が違うやつもまとめないといけなかったか、業者ももちろん違うのに。そこをちょっと明確に答えていただけますか。先ほど言ったようないろいろな理由でまとめるのであれば、島ごとにまとめればいいじゃないですか。明確な回答をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 明確と言えるかちょっとあれですが、これもちょっと前にお話をさせていただきましたが、今申し上げたように、切迫した状況の中で、これも島ごとに分けるというような、担当課で発想を持たずとにかくそういったものを島別ではなくてもまとめて、

それぞれ解体に、支払いに回したというのが、本当に正直なところでございますので、よろしくご理解をお願いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 要は、やはりそれでは私は全然納得できませんよ。どうせそれだったら、私がそういう担当で、そういう仕事をするなら、今まで書類がそろわなかったやつを一括処理して、島ごとに、3件にすればいい話じゃないですか。それが一番簡単じゃないですか、それが。そんなにせっぱ詰まってやっているのだったらね。わざわざ違うやつからチョイスしてきてまとめて金額が同じぐらいか知らないけれども、合わせる必要は何もないですよ。ですから、島ごとだと、何件あろうと、これは書類がそろわなかった件数何件で、一括して処理すればいいんじゃないかなったのでしょうか。それが一番合理的で皆さんにも納得できるような話じゃないですかね。どうしてそういうことができなかつたのですか。考えもしなかつたのでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 その当時の明確な状況について、私も産業環境部、当時産業部の次長という立場でおりまして、本当に環境課のほうにまれに行くことがございました。それで、繰り返しになる部分もございますけれども、やはり環境省のほうでは、とにかく平成23年度の9月末までにはそういった解体申請の受け付けをしてくれということで、その後、やはりどうしてもいろいろ迷われている方、その後いろいろ判断されて申請書を出す方、そういった方が次々出てまいるというような状況の中で、12月まで何とか延ばせないかというようなことで12月まで延ばし、さらにはその後もいろいろ漏れがあつたらまずいというようなことで、当時の担当課のほうで、町内、特に被災の多かった地域等々も回って、その取りこぼしのないように解体申請を出してくださいというようなことをやっていくと、やはりそれに呼応してケースが出てくるというようなことで、やはりもう本当に23年のぎりぎりということの中で、かなりの膨大な事業量をこなしていくというような状況でございました。それで、当時臨時職員ですとか市の職員、あるいは応援の職員等々もこぞって皆さんでやっておったわけですが、そういった中の本当に危機迫っている状況、差し迫った状況の中でちょっと作業のほうをしていたというような状況を私もかいま見ておりました。

多分そういった中でやはり、鎌田委員おっしゃるようなやり方が合理的だというような部分も、私も聞いていてそういった部分も、なぜ気が回らなかったのかなというのはあるのです

けれども、ただそういった切迫した状況の中でやって、結果としてこういう形でまとめ切れないでやってしまっているというのは、これはあったのかなと。島ごとにまとめないで、島ごとにちょっと点在したものが、結果としてまとめてやったのがあったのではないかなというところでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私はやはり納得はできないですね。そして、あのころの議会やらなんやらを思い出すと、確かに市長とかはそういった回答をされておりました。せっぱ詰まっているんだと、急いでいるということはもちろん私も聞いていましたし、その実態はわかります。急ぐのであれば急ぐほど、わざわざ島ごと寄せ集めたりして件数をふやしてというのはおかしい話で、島ごと一括処理すれば、それで済む話で、それが一番簡単な話で、私は市の職員は私よりずっと優秀な人たちだと思っているんですよ。そんな意味で、そんなことを考えないのかなという、びっくりするわけですけども、今の回答ではもう誰の回答でも私は納得しません。わざわざ寄せ集めてそうやる理由にはならないと私は思うんですね。ここにいらっしゃる方のほとんどもそうじゃないかとは思いますが、聞いている市民の方もそうじゃないかと考えます。これをずっと論議していても仕方ないので、毎回同じことを言うという、質問していないのではないかと言う人もいるみたいですから、これは違うほうに移りたいと思います。質問にですね。

これは何度も聞いている話で、またかという人もいるのですけれども、やはり有価物について質問をしたいんですね。

先ほど伊勢委員さんがしょっぱな有価物についての流れを、私が言ってきたやつを大体大まかに言ってくれたかなというふうに思うんですね。整理をすれば、解体する場合は、津波でござと持っていかれちゃったりしたやつは例外として、ほとんどの塩竈の解体は、家がある程度傾きがあろうと、ちゃんと建っていたものを解体しているんですよ。浦戸は別としてね。こっちの内陸部でつぶれたやつもありますけれども、大体はほとんど傾きや何やらで、壁が打ち抜かれたというのものもあるかもしれないけれども、大体はみんな建っているんですよ。特に津波での被害は、そのエリアは決まっていますから、それよりは丘側の解体のほうが多いのです。それで、丘側でぺちゃんこに潰れたというのは、私は藤倉にあった1軒ぐらいしか私は見ていません。ほかは傾いたり、先ほど言ったように、もうちょっと使い物にならないと、土台もおかしくなったというやつはありますけれども、ほとんどはちゃんと建って

いるやつなんですね。ですから、そうすると解体の順序としては、私が毎回言っているとお
りだと思うのです。

たまたま私は北浜を、この間パトロールでないけれども、用事で歩いたのですけれども、そ
うしたら2軒解体、前日歩いたら、2日前かな、2日か3日前に歩いたら建っていたのです
けれども、その後にはもう解体されていて、見たら柱は柱とか分けてあるんですよ、やはり。
木材でも分けているんですよ。金属は何で分けないのという。電線やらアルミサッシやらね。
それはおかしい話で、ちゃんと分けるはずですよ。

そして、先ほど伊勢さんが言われたように、写真まで提供してくれた人もいますよ、カ
ラー写真で。ちゃんと搬入の際には、これはちゃんとトン数も書いて、アルミはアルミとか、
鉄くずはこれは鉄だとかと、きちんと書いて、写真まで撮って出している。

確かにあれですよ、やはりその受け入れとしては、分別しなかったら受けてくれなかったと
いうふうな話を本当に行っているわけですし、実際こういう写真もあるし、私もその解体の現
場を見ていてそうだなと。私の真後ろの家もそう解体しましたから、それを私つぶさに見て
いましたし、それもそうでした。解体の仕方。ですから、通常どの業者も同じような道を
歩んでいる。そして、仮置き場に持っていつている。それで、ただそこから出たやつが
混合スクラップとして処理しているから、銅やらアルミは出てこないのですという回答です
よね。それがちょっと私は、誰が聞いてもおかしい話で、早い話が別ルートで処理をしてい
るか、混合スクラップとして持っていったにしろ、その仕切り書には別ルートで入れてもら
うとかしているのかなというふうに思ってしまうわけですよ。

あれだけの青南商事さんで私も会社の見学に行つて、その細かさにもうみんな、本当に細か
いやつまで分別しているのです。ただ、ないことはない。ただし、これは仕切り書に載っ
けたって、例えば金が入っていましたとって、この中に金が1トンありましたとかといっ
た場合でも、もう単価が決めているのですから、全然関係ないわけでしょう、私たちが岸の
ほうから、じゃあこれを戻せとか、とり過ぎだろうという話はないわけです。もう契約上15
円でしたっけ、でやってきたわけですから。混合スクラップとして処理するよという、それ
がそういう契約でしょう。

でも、あつちのほうとしては、ちゃんと分別されているし、分別をするし、それで仕切り書
が上がってきているということです。仕切り書がないということは、あそこに納入していな
いか、別処理をしてもらっているということになるんじゃないですか。誰が考えてもですね。

ですから、青南商事さんで銅が何キロありました、アルミが何キロありましたといったって、先ほど言ったように、金は何キロあろうと、それは市から請求できるものではないので、もう契約しているのです。何ら損することも何もないわけですよ。載っかってこないというのはおかしい話です。

実は、この塩竈市議会の議会報告会、11月22日エスプで、そして11月ですね。11月29日は体育館でやりました。その質問の半分以上は、もうこの震災関係のこの瓦れき処理の話です。そして、私も質問を受けたし、それに対して聞いている人たちはみんな納得してもらったと思っております。皆さんも実態を聞けば、ああ、こういうことですね、解体はこういう流れですね、処理はこうですね、ああ、たしかこうですということで、ちゃんと皆さん理解してもらったと思います。ただ、なくなったことについては理解できないと。仕切り書に上がってこない、最終的に上がってこないのは理解できないという。それは皆さん、あそこにいた人はみんなそうだと思います。

それで、最終的にはそこで、もう何だ、生ぬるいんじゃないですかという、もう百条委員会も開いてもらわなきゃだめなんじゃないのという意見が随分出ました。両方の会場でそれは出ましたね。そんな意味で、どうなのですか、それ。本当に職員の方は混合スクラップとして契約しているから、仕切り書の中にアルミやら銅が出てこないというのは当たり前だと思っているのですか。それはちょっと常識を疑いますよ、私は。その辺ちょっと回答願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段、伊勢委員にもそういったご答弁を申し上げましたが、今回14市町が被災を受けております。県も被災を受けているわけでありまして。我々はそういった被災市なり町なり、あるいは県なりのこのスクラップの処理のあり方についても勉強させていただいております。ぜひ塩竈だけがこういう混合スクラップ方式でやっているのかどうかをご確認いただければと思っています。我々の理解では、ほとんどの自治体がこういう混合スクラップという形で今回の震災瓦れきについては処理をされているというふうに私どもも私どもなりに確認をさせていただきながら、なおかつ県のほうにご相談し、こういう形で処理させていただいて、特に会計検査等は問題ないでしょうかというお話をさせていただきながら、県のほうからもこの方式で結構でありますということで、皆様方のほうにご提示をさせていただきました。スクラップの価格等についても、県のほうから指導をいただきながらやってきているという

ことであります。

もう一つ、ぜひ思い出していただきたいのですが、越の浦の処分場については、議員の皆様方にもご視察を何度かいただきました。そのときにも、あの中をごらんいただいたかと思いますが、その際にも鉄くず等については一山という形で置かれておったはずであります、ただきちっと分けて搬入をしていただいたという業者の方々には感謝を申し上げるところであります、私どものほうからは特段協議会のほうにスクラップについても特別な仕分けというような指示をしていないということをお先ほどご答弁を申し上げたところでありますし、繰り返し申し上げます、県内で唯一我が市だけがその混合スクラップという処理の仕方をしたということであれば、我々も本当に妥当かどうかということをもう一度検証させていただきますが、今申し上げたとおりでございますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私は市長さんの回答は、それはもう3回ぐらい聞いているので、もう重々私は承知しているのです。ですから、他市町村でも混合スクラップとして処理をしているというのは、それはもうわかることで、それに対して私は異論を唱えているわけではないんですね。ただ、最終的に仕切り書の中に何で出てこないのですかと、それはおかしいんじゃないですかということを言っているんですね。であれば、こういった資料ができるのかどうかわかりませんが、他市町村での混合スクラップのそのスクラップの仕切り書ですね、いわゆる、ここに鉄材何キロ、ブリキかなんかわからないが、ブリキ何キロ、それからアルミ何キロ、何トンですかね、何キロということはないですね、ほかのあれはね。それから、何ですか、ほかの高価な物質が出てくれば何々、ステンレスが何ぼとか、そういった他市町村の実績もあって、他市町村でもアルミや銅は一切出てきません、混合スクラップとして処理しているのでこうですというのだったら、私は話わかります。

そして、この仕切り書ということ自体が、例えば市長さんが言われるのであれば、混合スクラップ、何月は何トン、何キロ、それから何月は何キロ、トータルで何トンという、そういうあれで1枚の様式でいいんじゃないですか。それがなぜ鉄骨材の何か、斜何とか何とかと、こうあったよね。分ける必要があるのかと。分けるなら、なぜアルミや銅が出てこないのかということをお先ほど言っているのであって、それについてどう思うのでしょうかという、疑問に思わないのですかということをお、私が会派の報告会もやって、それからこの間の議会報告会でも、皆さん来た人たちは、ああ、そうですねと。確かにそうですねと、皆さんお

しいですねということは言うわけですよ。

市の職員の方は、市長さんからはそういう回答がありましたけれども、ほかの職員さんはどう思われるのですか、それは。出てこないのが当然なのですか。当然なら、私は混合スクラップ何ぼ、一括でぼんと出ているなら話がわかるけれども、みんな分かれているんですよ。どうですか、不思議に思わないのですか。単価やらじゃないのです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 これもご説明申し上げたかと思いますが、その仕切り書ですけれども、ちょっとこれも繰り返しになって大変恐縮ですけれども、資料としてお渡しした、大変厚い資料になりますけれども、これはその都度越の浦の協議会のほうで運んだものを、その日搬入したときにいただくものが、あの仕切り書でございます。なので、恐縮ですが、あちらの工場で塩竈から持ってきた混合スクラップがこういうふうに分別されて出てきましたよという、その実績を示す仕切り書という形ではございませんので、そこだけ大変ご理解をお願いいたします。なので、目視ということで何割方はこの有価物のランクである級外A2とか、こっちは6割方は斜切でというのが、その形で有価物特有のそういう名称で買い取りというか、引き取りをしているということでございます。

これも繰り返しですが、青南さん、そちらのほうで、リサイクル工場のほうで近代的な設備の中で、そこから細かくいろいろな形で有価物の種類で分類して付加価値を高めて、またそれも生産活動に、リサイクル活動に活かしていくというようなことをやっておりますので、どうかご理解をお願いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それがどうも私は納得できないですよ。だって、そのいわゆる混合スクラップとしてこれは買ったと。これに先ほど言ったように、金があろうと何があろうと、銅があろうと、それを分別して、ああ、これは銅は銅でより集めて精製して売れば高く売れるというのは、それはわかるので、それは勝手な話ですよ、それは。ただ、あそこでの仕切り書になぜ載っかってこないのですかということ。そうすると、全部この塩竈のここで処理したのですから、青森に持っていったり、青森に大きな工場があるみたいですがけれども、そういったことはないのですか。全部一括ここで処理しているのですか。

今、あともう一つ今聞いた課長の話ですと、受け入れ時点でもうこの仕切り書ができているのですか。何か選別しているような話ですよ。僕の聞き違いですかね。これは、私はその

トラックやらなんやらで青南商事さんに持って行って、その中で数量をはかって、それぞれの種類ごとを出してきたのがあの一覧表だと私は理解しているのですけれども、そういうことではないのですか。その2点。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 あの仕切り書ですけれども、今委員がおっしゃるとおり、搬入した時点で、当然そのダンプ、トラックから荷をおろしまして、そこでこれも何度も申し上げて申しわけありませんが、目視でそういった形で有価物の種別をそこで判断して、そして今度空にした段階で風袋という形でもう一度載って、総重量を、有価物の重量をそこで記録しまして、その場でお返ししているというものになりますので、ご理解をお願いします。

あと、済みません、もう1点ちょっと、申しわけありません、今ちょっと失念してしまいました。もう一度。何でしょうか。（「ほかの場所で処理することはないのですか」の声あり）あちらのリサイクル工場も塩竈で受け入れた後、あちら、青森とかいろいろあるようで、青森とかに工場とかがございますけれども、ちょっとそちらのほうの最終的な処理の流れまではちょっとつかんでおりません。とにかく持っていつているのは、塩竈の工場に運んでいるということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと今の回答の中で、重要な回答だと思うんですよ。最初、受け取りというか、搬入の時点で何か仕分け的なことを言ったんじゃないですか。そして、何か数量も把握してというようなこと。目視ですけれどもというような。目勘ですか。ということは、もうあそこで分かっているんじゃないですか。分別されているんじゃないの。そういうとり方ですよ、何か。私だけですかね、そういうとり方をしているのは。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 私もそのリサイクル工場の所長さんとそういうお話をして、その上でちょっとお話を申し上げますけれども、トラックからおろしたその一山を見て、そこで向こうの作業員というか、スタッフのほうでそれを目視で判断して、それを記録して帰りにお渡ししているということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 受け取りの時点で、いわゆる概略はこうだよという、その判断でまずやるのだけれども、最終的にそこで分別して測定したらこうでしたよという、それが最終的なこの仕

切り書とは違うのですか。

もう一つあとと言いたいのですけれども、これは市の職員がアルミをうちに運んでとか、銅を運んでと言っていることを言っちゃったりすることじゃないんですよ。私はちゃんとあそこに入っていったのだらうと。入ってから青南さんに行く間になくなっていくんじゃないかと私は察するわけですよ。それは市の職員の方がどうのこうのという、そういう話をしているのではないので、正直というのは表現悪いですけれども、自分の把握している範囲で答えていただければいい話で、職員が関与しているいろいろやっていると私は思えないので、それはただ単に、そういう最終的に出てこないのは不思議ではないですかという、普通の人だって不思議がるのに、職員の方は不思議ではないのですか。その辺をちょっとお聞きしたいですね。出てこないのは不思議ではないのですか。そこをちょっとお答え願いたいと。（「どなたに」の声あり）誰でもいいですから。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほど来申し上げている、混合スクラップとして持ってっておりますので、不思議ではないというふうに認識しております。リサイクル工場のほうで、あとそれはそういった形で分別していくということになりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 言わんとすることはわかります。ただ、分別する側ではちゃんと分別しているんですよ。ステンレスも入ってました。全部鉄ではないのです。ステンレスも一部あります。でも、ステンレスなんて家庭で見たら、台所の流し台しかないじゃないですか。その点、ほかを見たら、サッシのほうが絶対多いですよ。アルミサッシのほうが。それで、あのステンレスだってそうある量じゃないんですね、見た感じが、私はね。各家庭のその流し台のあれを見たら、結構出てきそうな気がするのだけれども、大したボリュームではないですよ。だから、そんな感じを見れば、銅は絶対あるはずだと私は思うのだけれども、いや、それがいわゆる混合スクラップとしてやっているから出てこないという、その考え方が、どうですか、皆さん、本当にそれで理解しているのですか。ほかの課の人たちもどうですか。建設部長さんなんかどうですか、どう思います、それ。ほんの、最終的に細かなやつはみんな仕切り書に出てくるんですよ。何で銅とアルミが出てこないのですか。ステンレスがあるんですよ。ちょっとほかの部長さん方、ちょっと答えてほしいですね。一般のいわゆるこの携わっていない立場で、一般の職員としてどう思うのか、それを聞きたいですね、私は。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私は携わっているということにはなりますけれども、実際にその青南商事に行って話は、私はちょっと正直聞いておりません。課長から聞いた説明で、すっとん理解できているのかどうかということだという立場でちょっと答えさせていただきたいと思うのですが、まさにその混合スクラップということで青南商事のほうに申し込むという中で、混合ですから、実際はそこはかなりごちゃごちゃになった中に、銅が入っていたり、ステンが入っていたり、アルミが入っていたりということはあるのかもしれませんが、まさにその持ち込んで、トラックでおろして、それでその係員が例えば鉄骨にすごくコンクリートがついている部分はその斜Bとか、そういった級分けをざっくりとした中でして、それでおろしたものと、その空になったトラック台貫かけて、何トン、何キロだったよというような仕分けをするということはあるんじゃないかなと思います。そういったことを短時間にするというのですから。

それで、それを受け取った側として青南さんのほうは後でいろんな機械をかけたり、磁石をかけたり、人をかけたりして、そういう分別をして、その付加価値を高めるというのは、先ほど伊勢委員のほうにもご説明申し上げたとおりですけれども、そういった形でやるということで、そういった種別なり、そういったやり方というのは十分あり得るのだろうなというふうに思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、最初の話に戻るのですけれども、そうするとなぜその何だっけ、鋼材のタイプやらブリキタイプやら、何かいろいろあるよね。分ける必要があったのですか。あの仕切り書、こっちにもらう必要があったのですか。混合スクラップ何トンで何キロ、何千何キロとか、それでもらえて、それで15円掛けてこうですという話で計算すればいい話じゃないですか。なぜそういう細かく分けられていて、アルミと銅が出てこないのですかと。それにステンレスは入っているのですけれども、何でステンレスが入っているのですか。そんな不思議な話ですよ。それを言っているんですよ。

ですから、何度も言うけれども、付加価値を高めて分別して、金が出てこようと、銀が出てこようと、関係ないのです、それは。市で請求できるわけじゃないから、彼らだって返金する必要もないのだから。じゃあちゃんと細かくほかの鋼材と同じように載っけてくればいんじゃないですか。これはちょっと再確認してもらえますか。混合スクラップとして今部長

さんは言われたよね。アルミやら銅もあったらうって。なぜ出てこないのですか。それを請求するわけじゃないのだけれども、仕切り書にちゃんと載つけて掲載して、出してくださいよという請求はできないのですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 その青南商事さんがどういう目的でそういうふうに分けたかというのは、ちょっと確認してみなければわかりませんが、ステンレスについては、その仕切り書1枚に全てが、ステンレスと、何ですか、いろんな項目があってステンレスもありましたという、たしか伝票ではなくて、ステンレスだけその日の伝票に1枚だけ書いてあったと、ちょっと私は記憶しているのですけれども、多分そういった形でまさにそのステンレスだけがトラックに載っていったようなときは、そういった形で多分表記したと思うのですが、先ほど言ったように、銅があったり、アルミがあったのと思われましてといったときには、そのアルミだけがごっそり行ったんじゃないでなくて、いろんなものがごちゃごちゃになった中に、まさに混合として行ったから、そういった仕分けの中では大宗を占める部分だけざっくり2つぐらい書いて伝票としていただいたということなのかなというように理解しております。

なお、そういった形で、なぜそういう形の伝票になっているのかというあたりは、ちょっとなお青南さんのほうには確認させていただきたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、その辺の確認をよろしくお願ひしたいと思います。どう考えてもやはりおかしい話であって、分けて持っていった人もいるわけですから、その中にはそういう論理であれば、部長さんの論理であれば、そのトラック丸ごとがアルミの場合もあったかもしれませんよ。そういうことであればよ。それにもかかわらず鉄として処理しているんですかね。どう見ても考えられないですよ。そして、わざわざ分けて持っていった人が、業者が何%かわかりません。ある程度のその量があって、それを来たからといって、ほかのやつとごちゃ混ぜにしますか。しないと思いますよ、誰が考えても常識的に見て。そういうことがおかしいと言っているんですよ。

ですから、そういう基本的なおかしさを職員の人たちは持っている話ですよ、多分。持っていないのですか。私は持っていると思いますよ、そんな。ですから、そういうスタンスでちょっとやはり再度資料を要求していただいて、確認をいただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認をさせてください。皆さんいろいろ質問されているのと重なる面もあるかわからないのですが、私なりの視点でお願いしたいと思います。

まず、資料を細かに出していただきまして感謝申し上げます。それで、13の後から出されたもので、資料が出ない理由が裁判関係ですという関係で、先ほど来出ていましたが、別冊のほうで、基本的にこの裁判になる前に、我々の特別委員会が資料要求をしていたんじゃないですか。それが出てこない。出てきたのもあるけれども、出てこないのもありましたよ。だから、こういうもので裁判になったから出せませんなんて言われたって、それで我々議会、市民から負託された議員はどうすればいいのかというのが、今後、あの大きな問題になるのではないかなと思っています。

11月22日と29日、議会報告会ってしましたが、職員の方で誰か議会報告会、傍聴に来られた方はおりますかね。議会が何を報告しているかというのを、皆さん、聞いた職員さんはおりますかね。どうなのでしょう。（「事務局だけ」の声あり）いや、事務局は事務局だもの。市民の声、いっぱい出たんですよ。先ほども出たけれども、ちゃんと解明しなさい、究明しなさい、そして我々は犯人探しじゃないんだよと、こういうふうな事業がちゃんとなりましたよという、そういう答弁までしているんですよ。だから、資料が出てこないのは何ですかといったって、こういうやりとり、テレビを見ている市民の方、多くの市民の方は、ちょっとずれるかもわからないのですが、一応ごめんなさいね。ずれるかわからないけれども、皆さん、テレビを見ていてこうだあだと言っていますよ。あとは、テレビを見ていて、目をつぶっていた人がいるとか、そういうのもありました。あと、質問している人、しない人、そういうのをちゃんとみんな見ているんですよ。だから、そんな中で資料の件はちゃんと裁判になる前にやっていたのだけれども、それにもかかわらず出てこないのもあったということだけは言うておきます。

あと、本題に入りますが、まず作業指示、解体の件でちょっとお願いしたいのですが、業務指示というのを出したと思うんですね。資料の（その6）なんかでいうと。6番の4ページ、5ページでね。これでやると、この中で寄せられた、どこで寄せたのか。この資料を見た分には全然わからないよ。「000019」だったら「000019」だけしか載っていないんだよ。すると、先ほどの課長とのやりとりを聞いていると、請求書だって協議会が塩竈市に請求を出してから塩竈市がお金を払ったのでしょうか。違うのですか。協議会がなぜまとめる必要があったのですか。ちゃんとここの中で「000019」で言えば、お金がもう800万円とか何万となって

いて、それ1件の資料しか出ていないというのが一つ。それがいろんな質問をしておかしいんでないのということになったら、寄せ集めましたと。それで、誰が請求を出したのですかと言ったら、協議会ですと。その寄せ集めさせる前に、もうこの作業指示、業務指示するときにも、八百何万というのをもう指示しているんですよ、行政が。何でそういうややこしいことをするのか。明快な答弁をしてくださいよ。議会報告会でいろんな、今度もまた2月1日あたりに議会報告の別冊が出るかもわからないのですが、市民に対して明快地答えてほしい。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の出さなかったのではないかという部分については、繰り返しになりますが、個々人の名前については個人情報保護というものがあります。これは議員もよくご理解いただいていると思いますが、そういった中で会社のほうと使った方の中でいろいろ打ち合わせはされたようでありますが、名前は伏せて出してくださいということで、ああいった資料が出てきたと。それ以上のことは我々としては、じゃあ個人情報保護法というのはないのかというような話になりますので、それ以上のことはなかなか申し上げられなかったということをお前にもご説明をさせていただいておりますことはご理解いただければと思います。

なお、最後の部分については担当からご説明いたさせます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 個人情報関係のもわかるのですが、思い起こせば新聞に3月から復興の陰でということが出されました。その前にも出して、資料要求だのをしていたら、やはり今市長さんが言われたように、個人情報条例がありますとかなんとかと言って、なかなか資料が出てきませんでした。それもわかっています。しかしながら、ああいう新聞が報道されて、そして5月12日の議会報告会の次の日、5月13日にこの災害復旧・復興調査特別委員会というのが設立されました。それから、資料関係はある程度要望すれば出てはきていたのですが、肝心なその総会資料とか、そういうものは一切出てこないんですよ。出てきましたか。決算資料とか。そういうものが出てこない。決算資料、それが個人情報条例ですと言われたら、ええと、多額の国税、税金を使っていて、そういうのを出せないというのはおかしいんじゃないのと、そういう基本的なものでございます。決算書出てきていないよ。ですから、そういうことがどういうことなのかなというのが、さっきの前段で言った裁判云々というものも違うのではないのかなというのは、私の感ずるところだし、市民の方もそういうふうに、ああ、

菊地が言っていることはそうだと、こう言ってもらっていますので、その辺を言っておきます。

それで、核心に入りたいのですが、解体の関係なのですが、12月1日に提出された資料13ですが、ページ86から87で、不足書類の一覧が示されていました。それで、ずっと見させてもらって、なかなか理解できないのもありました。まず、資料の13の1ページの「000909」の番号でいうと3番目、図面とありますが、あとその前のこう、あとページ数で棒線になっているやつは資料がなかったのですか。何もなかったのか、それとも前に資料を出していたから、今回はダブって出さないのかなとかと。ページでいうと2ページはあります。5ページもありますが、番号でいうと2番とか4番、5番、下のほうに行くと23番、25番、26番、12件が棒線になっているのですが、これは何を意味するのか、教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 今回の資料（その13）で、解体申請は出ましたけれども、瓦れきで対応した物件ということでのお尋ねでございました。今、横棒になっておりますところですが、こちらについては今回の資料を出す前に、その瓦れきで解体申請があつて、瓦れきで処理をしたということでは、解体の依頼書と罹災証明をその前の資料でお出ししておりますけれども、ここについてあるその横棒のものについては、それ以外の提出はないと、こちらに残っていないということで、こういう表記をさせていただいたということでございます。以上です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 先ほどの菊地委員さんのほうの補足する答弁をさせていただきます。

先ほど菊地委員がおっしゃられました旧塩竈市災害復旧協議会の決算報告、まだ示されていないというふうなお話をいただきましたけれども、この資料は25年7月12日に（その4）で350ページから塩竈市で委託発注した全ての金額等につきまして報告しております。と申し上げますのは、25年の3月31日で協議会を解散いたしました。我々としては、しっかりと残っている仕事、あるいは会員の方々に対する業務報告、決算報告等々をしてくださいよというふうなことでお話し申し上げておりました。そういう中で、ちょうど6月25日に協議会の報告会が開催されまして、その中で塩竈市の委託を受けた全て報告がありまして、その旨を塩竈市のほうに報告いたしましたので、議会の特別委員会資料としてご提出させていただいております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、内形副市長さんから、7月12日、資料の(その4)で出ましたよと言われたけれども、それが本当に決算書と言えますか。私は、その何十億やった協議会の決算書って、そういうのでいいんですね。それは決算に向けた資料のようにしか見えないのですけれども、それも全部があるわけじゃないと思いますよ。貸し方、借り方、そういうものはもう出ていません。そういうことが出ているというのだったら、ほかの議員さん、決算書だっている人は誰もいないと思いますよ。その件は、またさっきの資料関係のことで言ったものから。

それで本題に入りますが、資料の13のページ86、「000010」の解体の中の「浦-000021」と、これはどういう処理なのか。教えてください。

○志賀委員長 もう一度、じゃあ。件名のNo.86ですか。(「はい」の声あり)の21、「000021」ですね。(「はい」の声あり)10の解体の中の「000021」というのがどういう処理なのかと。わかりましたか。解体のほうだよ。86ページの86番。件番号86番の11ですね。

○菊地委員 解体って書いてあるのだけれども、解体のどういう処理をしたのって。86ページの件数の86件目の番号でいうと11番ってなっているのかな。「浦-000021」とか、その下の「000025」とかというのが、解体の処理をしたんですねと確認しています。(「今調べています。ちょっとお待ちください。見えています」の声あり)

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 資料がちょっと分散しておりますので、申しわけありません。建物解体で行われているということでございますけれども、まずこれは資料の……。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 菊池さん、座っていいわ。解体で処理されたと、資料をこう見る、先ほど志子田委員とかが資料6のページ数とかを言っていると。それが瓦れき処理になっているよね。片っ方では瓦れき処理しましたよと。こっちでは解体しましたよと。どの資料を信じて、何を信ずればこの調査特別委員会で結論を出していけばいいのか。その辺をお伺いしたいと思います。寄せ集めのことも最初から言うと、寄せ集めも作業指示というのが出したんだよと。それを受けて業者が解体しました。だけれども、その作業指示のときには、番号で言うと、この10番でもいいけれども、10番、「本-000010」843万6,750円でやっていますよと。だけれどもこの中身を見ると、瓦れき処理もあるよと。合体したと言うけれども、瓦れき処理もある

のに、どうやって信ずればいいのでしょうか。その辺が理解できない面があるので。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 済みません、申しわけありません。まず、26年9月1日の（その12）の資料になりますけれども、その中で今委員のお尋ねの「浦-000021」の写真につきましては、37ページに解体のときの写真が載っております。ちょっと瓦れきということで、ちょっと今お尋ねがございましたけれども、建物解体申請が上がってきて、これは解体で取り組ませていただいて、こちらでこのような報告をさせていただいております。ご理解をお願いします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この番号を追って行って、写真と整合すると、写真では瓦れき処理と違ってなっているんだよ。それでも解体なのですかと。だから、何を信じて我々が委員会で議論すればいいのですか。だから、その辺が資料をせっかくだらなくつくってもらって、この資料だって、私は市の職員さんが現場に行って撮った写真じゃないと思いますよ。これは業者の方が撮って、市から要請を受けて、はい、こういうふうになりました、瓦れき処理しました、解体しましたという写真を撮って提出したと思うんですよ。それがまとめる段階になって、瓦れきも解体もごちゃ混ぜになるということは、ちゃんと精査したのですかと、何回も精査という言葉が不都合であれば、行政としてちゃんと検収して支払ったのですかという質問をずっとしていたと思うんですよ。じゃないでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 また37ページで、ちょっと済みません、解体の状況の説明をさせていただきましたけれども、菊地委員お尋ねの、ご指摘のところは、39ページで、40ページにその同じ「浦-000021」で瓦れき撤去状況というふうに名称がなっているということでのご指摘だろうと思います。これにつきましては、ちょっと大変申しわけありません、協議会のほうには当然解体をお願いしているのですが、このような現状の作業の中で、ちょっと撤去状況ということで、これはこちらのほうのちょっと監督というか、ちゃんときちっと管理しなかったところはありますけれども、解体ということでこれは処理しておりますので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 解体で処理しているといったって、業者が瓦れき処理といって写真撮ってきたものを、何で勝手に行政で解体で処理しなくちゃだめなの。違いますか。だから、請求書が来た

とき、ちゃんと検収したのですか。精査したのですかという質問をずっとしていたと思いますよ。当時、菊池課長さんでなかったと思うのだけれども、資料が出てくれば出てくるほど、こういうふうに、だから何を信じて、この資料を要求して、大切なこういう業務だなんだというのが出てきて見ていくと、そういうつじつまの合わない、整合性のないような事案が出てくる。それを信じて我々が議論しなさいと言われても、おかしいんじゃないですか。私はずっとこう一件々々見ていたのですが、違うのかなというのが、疑問が残るところでございます。

あと、やはり「浦-000020」とか、それなんかもこう、21なんかもこう、解体だよとか、あと「浦-000025」も瓦れきだよと言ったって、こんなに、1件くらいだったらわかるんだよ。それが二、三件もこう、固まってあるとき、ええと、本当に解体と瓦れき、区別してやっていたのと。そういうふうに私は思うんですよ。ですから、連絡協議会さんが解散したかどうかわかりませんが、余りにも、私から言うと、市民に対して不誠実でないかなと私は思いますよ。でも、それを了として、いいんだと、あの混乱の時期に一生懸命やってくれた業者さんだからいいですよというのであれば、ちゃんとそういうふうに言ってくださいよ。そういう処理の仕方。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 菊地委員のご指摘をいただきました、先ほど課長も申したとおり、あくまでも解体で業務のほうをしておることは間違いないのでございますが、この写真の表記上、その処分の段階において、解体の後の瓦れきを撤去していることで、多分こういった表記を使ってしまったと思うのですけれども、確かにご指摘のとおり、こういった使い方をすると、本当に混乱を来すことになると思います。また改めて確認いたしますけれども、そういった形であくまでも解体でさせていただいておるものを我々はそうしたチェックというか、指導監督のほうが行き届いていない部分が、こういったことのちょっと誤解を生むような形の表記になったと思います。それはなお改めて確認していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 業者が瓦れきと言ってきて、何で行政が解体としなくちゃ、その意味がわからない。だから、皆さん、そう思いません。議員の皆さんというか、委員の皆さん。業者が瓦れき処理しましたよと言ってきているのに、何で行政が、いやと、解体でいいですよと、そうい

うふうに行政って、だから確認などをしていたのですかと何回も何回も質問していたと思うんですよ。きょう始まったことじゃないと思いますよ。だから、前に分厚い資料が出たときも、向こうの議事録だなんていうのが出たときも、行政側に私は聞いたと思いますよ。ちゃんと資料を読みましたかと。見ましたかと。そういうものがただ出されてきたものをこう言われても困るんだよね。この出されてきたものが、本当に議会に出すとき精査したのですか。それを伺いたい。連絡協議会から資料を出されてきて、はい、表紙に（その4）としますよと。あと、行政とのかかわりのある資料関係もあわせてつけますよと。それにしたって、写真等なんかは業者から出たものじゃないかなと私は思うんですよ。そういうものが一件々々突き合わせしたのかどうか。だから、前のときにこの議事録なんかもちゃんと読んだのですかと。はい、読んでちょっと考えられないようなことも書いてありますとかと、こう書いてありますよ。ですから、その辺のことでいろんなことをきょう質問させてもらいましたけれども、瓦れきと解体が本当に区分されてこの表のように、86ページと1ページ、13の資料で言うと、きれいにこう区分されているのかどうか、やはり疑問に思いますよ。私は何かこう、きょうの質問は疑問がいっぱいだなと。理解してくださいといっても、理解できないということを申し添えて終わります、1回目は。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

質問する方いますか、あと。いらっしゃれば休憩という形で。なければ、これで終わろうかと思うのですけれども。（「資料要求」の声あり）資料要求だね。なければ、あとこのまま資料要求に入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「10分くらい休憩いただけますでしょうか」の声あり）わかりました。

じゃあ暫時休憩。

15時25分まで休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時25分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

菊地委員。

○菊地委員 済みません、さっきの資料の13の88、89ページ、金属スクラップ等の搬入量推計の確認根拠資料ということですが、これでAからA14までは、会員さんがスクラップ等の搬入をしましたというふうな資料が出されました。それで、Aの15からAの27までは、その他のとなっているのですが、その他というのはどういうふうな方がなったのか。それで、次の89ページの上は、B1は会員の方、あとその下がその他、C1からCの13となっているのですが、この分けた意味、どういうふうにこの表を読み取ればいいのかお知らせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほど部長から資料の説明でもありましたけれども、分類上としてAというふうについておりますのは、解体したものを漏れなくといいますか、越の浦の仮置き場に搬入したケースとして、これはAというふうにしております。Bについては、協議会の会員で自社処分されていたもの、Cについては民民による解体ということでお話をしましたけれども、協議会の会員とその他とありますが、その他については、これは協議会会員以外の建設事業者ということで、市内の方もおりますけれども、そういった方々が携わっておるものを、このその他というふうにさせていただいております。ちなみにAの16から27までその他というふうにありますので、この部分についても民民による解体で越の浦にきちっと搬入されたものというケースでございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 C1からCの13までが民民じゃなく、このAの15からこのAの27も民民の仕事だったということで理解していいのですか。そういうことなのですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 今ご説明したとおり、協議会会員のその他というふうになっておりますのは、これは民民による解体ということでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 それで、簡単に聞くと、これは今回の震災での金属スクラップ等の搬入推計量となっているのですが、じゃあこの中で浦戸関係はどこどこあたりなのか、これが全部入っているのか、その辺わかりますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 こちらは越の浦の仮置き場の搬入というケースで捉えていますので、浦戸は別

に仮置き場がございましたし、こちらのほうには計上されていないという形になります。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ごめんなさい、これは本土のみということでの理解でいいんですね。はい、わかりました。あと、後日精査、ちょっと質問したいと思います。終わります。

○志賀委員長 そのほかご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 では、ご質問がなければ、委員各位に申し上げます。付議事件に東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の要求がありましたが、ご発言願います。伊勢委員。

○伊勢委員 浦戸地区における災害瓦れき等運搬収集業務についてであります。

一つは、浦戸の瓦れき撤去の業務委託で、委託の受注者、委託業務の受注者。期間は平成23年の7月5日、7月から平成23年の10月31日までの期間の委託業務の内容について。内容の内訳は、一つは設計書に記載された委託業務内容。これは寒風沢、朴島、桂島石浜、野々島、それぞれ瓦れき収集積み込み、あるいは瓦れき収集積み込み、これは人力ですね、前段は機械です。それから、運搬費、木質、そして運搬費のガラ計、汚泥清掃費、運搬等輸送費、安全費、こういうものが入っているようです。それをひとつ出していきたいと。

それから、二つ目は出来高精算書に記載された履行数量です。履行数量について同じような平成23年の7月から10月までの各島ごとの今前段述べた全ての資料を出していただきたいということです。

次に、設計書に記載された数量及び金額、実績業務ということになるようです。収集運搬積み込み、機械、瓦れき集積、人力、あるいは一般木質系、運搬のガラ計、汚泥清掃費、機械輸送運送費かな、機械輸送費、安全費、こういうものの一切を出していただきたいと。そして、出来高精算書に記載された支出された金額ですね。瓦れき収集の機械、瓦れき収集積み込みの人力、運搬費の木質、運搬費のガラ計、汚泥の清掃費、その他ショベル代、機械等の運搬費等々について、この期間中の全ての資料を出していただきたいと思います。起案書も含めて一切求めます。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ただいま要求のありました資料について、市当局において確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 今伊勢委員のほうから、浦戸地区における瓦れき収集運搬業務委託に係る詳細な設計、いわゆる積算と、あといわゆる支出した実績についての細かい内訳を出してくれということでございます。我々としてはしっかりとこういった部分についてはお答え申し上げたいと思いますので、なお詳細について一度委員さんのほう、あるいは委員長と打ち合わせしていただきながら、どういう形でいいのか、確認させていただきたいと思います。なお、確認し次第、改めて提出日時等につきましては、志賀委員長と打ち合わせの上決定させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 副市長、これは請求者の方と打ち合わせをしてやってください。

ほかに発言ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 お諮りいたします。資料についてはただいま市当局からの回答がありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

以上をもちまして本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時35分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌田礼二